（適格機関投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百三十八条の二　法第六十三条第三項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、第三号又は第四号に掲げる書類は、同条第二項の規定による届出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　法人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等（法第六十三条第七項第一号ハに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二　個人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

［三・四　略］

2　［略］

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百三十九条　［略］

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一・二　略］

三　法第六十三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

(6)　当該特例業務届出者が法人であるときは、法第六十三条第七項第一号ロ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

(7)　当該特例業務届出者が個人であるときは、法第六十三条第七項第二号ロ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四　［略］

［3・4　略］

（適格機関投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百三十八条の二　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等（法第六十三条第七項第一号ハに規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

［三・四　同上］

2　［同上］

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百三十九条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

［加える。］

［加える。］

四　［同上］

［3・4　同上］